

## (仮称) 戸田市手話言語条例(案)の逐条解説

日本手話をはじめとする日本の手話(以下「手話」という。)は、音声による言語とは異なり、手指、体の動きや表情により視覚的に表現する言語である。ろう者は、意思や感情を伝えるコミュニケーションの手段として、また、知識や情報を蓄え、社会生活を営むために手話を大切に育んできた。

しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、手話を使いやすい環境が整えられてこなかったことから、ろう者などの手話を必要とする人(以下「手話を必要とする人」という。)が生活していく上で、不自由を強いられてきた。

そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語であることが位置づけられた。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記され、手話に対する理解の広がりや深まりが求められるようになったものの、いまだに手話とろう者に対する理解が十分に深まっているとは言えず、今でも多くの不便さや不安が生じている。

このことから、市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、支え合う地域社会を築いていくことを目指し、この条例を制定するものである。

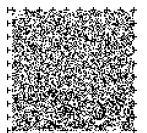
### 【解説】

前文では、手話は音声言語である日本語と同様に一つの言語であるとの認識を示すとともに、本件条例の趣旨を説明しています。

手話はろう者にとって、意思や感情を伝えるコミュニケーション手段として、また、知識や情報を蓄え、社会生活を営むための言語として、ろう者の間で大切に育まれてきました。

しかし、これまでろう者にとって手話が言語であるにもかかわらず、その使用は認められてこなかったため、不自由を強いられてきたという歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約第2条において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義されました。



また、我が国でも、障害者基本法第3条第3号において「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が図られること」と規定されましたが、いまだに手話とろう者に対する理解が十分に深まっているとはいえません。

このことから、手話を言語として理解し、ろう者・中途失聴者・難聴者などの手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境を整えていく必要があります。

そこで、手話とろう者に対する理解を広め、全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、支え合う、そのような地域社会を実現するための思いを込めた前文となっています。

#### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

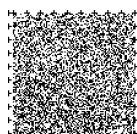
#### 【解説】

本条は、本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると規定されていますが、いまだ手話とろう者に対する理解が深まっているとはいえません。

手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することにより、手話を使用することで好奇の目にさらされることや、手話による情報が得られず集団への参加がかなわないといった、社会的な障壁によって分け隔てられることがなくなり、全ての市民がともに生きることのできる地域社会が実現することを、本条例の目的としています。

この条例をもとに市及び市民が相互に連携・協力し、それぞれが有する責務や役割を踏まえて行動するとともに、既に手話言語条例を制定している埼玉県も含めて、一体となって手話に関する施策を推進していくことを示しています。



(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、全ての市民が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行われるものとする。

【解説】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を図り、手話は一つの言語であるという認識のもと、全ての市民が手話に関する施策を推進し、互いにその個性と人格を尊重することで、第1条に定める地域社会の実現に寄与することができます。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

【解説】

本条は、市の責務を定めています。

市は、基本理念に基づいて、手話とろう者が持つ聴覚障がいの特性について、正しい理解と普及促進を図るとともに、手話を必要とする人が、手話で話すことや、手話通訳を使用しやすい環境を構築するため、手話を使いやすい環境整備に必要な施策を推進することを明らかにしています。

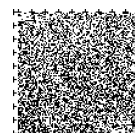
(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、第2条に規定する基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境づくりに協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市民及び事業者が担うべき役割について定めています。

すべての市民がともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、市民及び事業者が基本理念への理解を深めることが必要です。



また、手話に関する施策の推進にあたっては、市民及び事業者の協力が必要不可欠であり、両者が積極的に手話に関する施策の推進に協力するよう努めることを定めたものです。市民及び事業者に対し、手話やろう者への理解・配慮を促すための周知啓発を実施するとともに、手話等の意思疎通手段の活用を推進し、合理的配慮を促します。

なお、市民の範囲については、市内に在住し、在勤し、又は在学する者を指します。事業者の範囲については、市内で医療機関をはじめとして、販売業、飲食業、製造業、金融業その他事業を行う者及び市内で活動する団体等を指します。

#### (施策の推進方針)

第5条 市は、次に掲げる手話に関する施策の推進に関し、必要な方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話を学ぶ機会の確保
- (2) 手話を用いた情報発信及び手話を使いやすい環境づくり
- (3) 手話等を用いた情報の取得及び共有の機会の拡充
- (4) 手話を習得し、手話を必要とする人を支援する人材の養成
- (5) 学校教育における手話に触れる機会の提供
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援
- (7) その他この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、推進方針を定めるに当たっては、市が別に定める障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、推進方針の策定及び取組に当たっては、手話を必要とする人その他関係機関の意見を聴くよう努めるものとする。

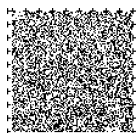
#### 【解説】

本条は、条例制定後の手話に関する施策の実効性を確保するために、施策の推進方針を策定し、推進方針にもとづいて施策を実施していくことを定めたものです。

推進方針の策定にあたっては、既に実施している手話に関する施策について、本条第1項第1号から第7号に規定する施策ごとに整理を行うとともに、既に実施している施策の改善や、新たに施策を実施する必要がある場合、推進方針に反映します。

推進方針に反映すべき施策としては、次の7項目を挙げています。

- (1) ろう者及び手話に関わる者と協力し、手話講習の開催など、全ての市民が手話を学ぶ機会の提供



- (2) ホームページ、SNS等を活用した手話動画等の掲載及び広報、チラシ、パンフレット等による手話の普及促進
- (3) 医療・災害等、様々な場において、要約筆記・コミュニケーションボード等を含む手話その他の意思疎通手段による情報の取得及び共有の機会の拡充。手話やろう者への理解・配慮を促すための周知啓発
- (4) 手話通訳者の育成・確保等、手話を習得し、手話を必要とする人を支援する人材の養成
- (5) 学校教育において、身近に手話に接する機会の提供及び手話とろう者についての学習の機会の提供
- (6) 災害時の避難誘導及び避難所における情報の提供の際は、手話及びろう者に理解しやすい文字で提供するなど、合理的な配慮に基づいた支援
- (7) その他この条例の目的を達成するために必要な施策

第2項 推進方針は、戸田市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画である「戸田市障がい者総合計画」との整合性を図りながら策定していきます。

第3項 この推進方針の策定又は変更にあたっては、手話を必要とする人その他関係機関の意見を聴くよう努めるものと定めており、戸田市障害者施策推進協議会や（仮称）戸田市手話言語条例代表者会議を活用し、当事者の意見の反映及び、施策の進捗管理をしていきます。

（財政上の措置）

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置について定めています。

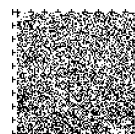
なお、予算措置については、事業化への効果などを検討した上で、財政状況を踏まえて、措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

（その他の意思疎通支援の推進）

第7条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障害者の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、手話を使えない聴覚障がい者に対しても、個人の特性に応じて、意思疎通のために必要な支援を行うことを定めています。



(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、条例に定めるもののほか、条例の施行にあたって必要な事項を、市長が別に定めることを規定したものです。

